

第40号議案

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年12月20日

群馬県教育委員会
教育長 平田郁美

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

学校人事課

1. 改正の概要

令和6年人事委員会報告及び勧告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

- (1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正
 - ① 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う、令和6年12月期以降の勤勉手当の成績率の改正
- (2) 平成18年改正規則の一部改正
 - ① 経過措置として規定した令和6年12月期以降の勤勉手当の成績率の上限の改正
 - ② 経過措置として規定した成績率の上限について、「勤務成績が良好でない学校職員」にも適用するよう改正

3. 施行期日等

- ・ 2の(1)①、(2)①：公布日施行、令和6年12月1日適用
- ・ 2の(2)②：公布日施行、令和6年4月1日適用

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十四号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の七第一項第一号中「百分の百二十一・五以上百分の二百五」を「百分の百二十六・五以上百分の二百十五」に改め、同項第二号中「百分の百十以上百分の百二十一・五」を「百分の百十五以上百分の百二十六・五」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十八・五」を「百分の百三・五」に改める。
第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の五十・二五」を「百分の五十二・七五」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十六・七五」を「百分の四十九・二五」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号。附則第二項において「改正規則」という。)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第四十四条の七第一項第一号から第三号まで」を「第四十四条の七第一項各号」に、「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める。

附則第五項中「第四十四条の七の二第一号及び第二号」を「第四十四条の七の二第一項各号」に、「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第二条の規定(改正規則附則第四項の改正規定(「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める部分を除く。))及び改正規則附則第五項の改正規定(「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める部分を除く。))による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項の規定並びに第二条の規定(改正規則附則第四項の改正規定(「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める部分に限る。))及び改正規則附則第五項の改正規定(「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める部分に限る。))による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は同年十二月一日から適用する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な学校職員 <u>百分の百二十六・五以上百分の二百十五以下</u></p> <p>二 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の百十五以上百分の百二十六・五未満</u></p> <p>三 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の百三・五</u></p> <p>四 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の百三・五未満</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の五十二・七五以上</u></p> <p>二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十九・二五</u></p> <p>三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十九・二五未満</u></p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定め</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>一 勤務成績が特に優秀な学校職員 <u>百分の百二十一・五以上百分の二百五以下</u></p> <p>二 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の百十以上百分の百二十一・五未満</u></p> <p>三 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の九十八・五</u></p> <p>四 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の九十八・五未満</u></p> <p>2～3 (略)</p> <p>第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の五十・二五以上</u></p> <p>二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十六・七五</u></p> <p>三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十六・七五未満</u></p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定め</p>

改正後	改正前
る場合に準用する。	る場合に準用する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年群馬県教育委員会規則第25号）の一部を改正する規則新旧対照表（第二条関係）

改正後	改正前
<p>附 則（平成十八年三月三十一日教育委員会規則第二十五号）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（勤勉手当の成績率に係る経過措置）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則<u>第四十四条の七第一項各号</u>に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百十五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則<u>第四十四条の七の二第一項各号</u>に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の百二・五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>（人事委員会への協議）</p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則（平成十八年三月三十一日教育委員会規則第二十五号）</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（勤勉手当の成績率に係る経過措置）</p> <p>4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則<u>第四十四条の七第一項第一号から第三号まで</u>に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則<u>第四十四条の七の二第一号及び第二号</u>に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の九十七・五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。</p> <p>（人事委員会への協議）</p> <p>6 （略）</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第二条の規定（改正規則附則第四項の改正規定（「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める部分を除く。）及び改正規則附則第五項の改正規定（「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は令和六年四月一日から、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項及び第四十四条の七の二第一項の規定並びに第二条の規定（改正規則附則第四項の改正規定（「百分の二百五」を「百分の二百十五」に改める部分に限る。）及び改正規則附則第五項の改正規定（「百分の九十七・五」を「百分の百二・五」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の改正規則附則第四項及び第五項の規定は同年十二月一日から適用する。